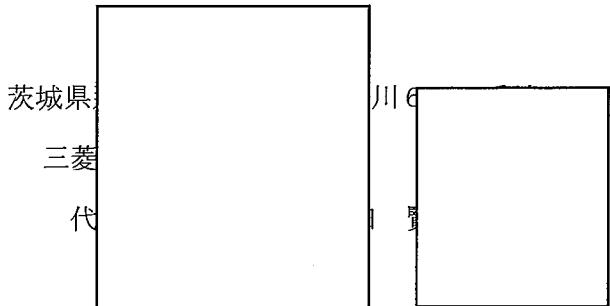


三原燃 第21-0568号
令和3年12月6日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計

及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更
に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月23日付け三原
燃第21-0331号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0470号にて
軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃
料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出
ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器
成形施設の設備・機器
被覆施設の設備・機器
組立施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年2月25日
認可番号 原規規発第2102254号

4. 変更の内容

(1)既設杭の杭先端深度に係る表記について、添付1に示すとおりとする。

5. 変更の理由

(1)本変更の理由は、既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するためである。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付 1

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由				
<p>表イ建-1-1 付属建物シリンドラ洗浄棟 仕様表(4/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;"> <small>技術基準に基づく設計(注)</small> </td> <td> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリンドラ洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 杭材料 達心力プレストレスコンクリート杭 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m 配置：図イ建-2-8参照 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照 シリンドラ洗浄棟本体（地下1階） <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上 地盤種類：砂礫層 シリンドラ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] シリンドラ洗浄棟及び消防設備(屋外消火栓)〔894,895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンドラ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンドラ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	<small>技術基準に基づく設計(注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリンドラ洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 杭材料 達心力プレストレスコンクリート杭 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m 配置：図イ建-2-8参照 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照 シリンドラ洗浄棟本体（地下1階） <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上 地盤種類：砂礫層 シリンドラ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] シリンドラ洗浄棟及び消防設備(屋外消火栓)〔894,895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンドラ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンドラ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>表イ建-1-1 付属建物シリンドラ洗浄棟 仕様表(4/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;"> <small>技術基準に基づく設計(注)</small> </td> <td> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリンドラ洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 杭材料 達心力プレストレスコンクリート杭 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m <small>(計画値※)</small> <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> 配置：図イ建-2-8参照 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照 シリンドラ洗浄棟本体（地下1階） <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上 地盤種類：砂礫層 シリンドラ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] シリンドラ洗浄棟及び消防設備(屋外消火栓)〔894,895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンドラ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンドラ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	<small>技術基準に基づく設計(注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリンドラ洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 杭材料 達心力プレストレスコンクリート杭 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m <small>(計画値※)</small> <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> 配置：図イ建-2-8参照 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照 シリンドラ洗浄棟本体（地下1階） <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上 地盤種類：砂礫層 シリンドラ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] シリンドラ洗浄棟及び消防設備(屋外消火栓)〔894,895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンドラ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンドラ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>
<small>技術基準に基づく設計(注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリンドラ洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 杭材料 達心力プレストレスコンクリート杭 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m 配置：図イ建-2-8参照 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照 シリンドラ洗浄棟本体（地下1階） <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上 地盤種類：砂礫層 シリンドラ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] シリンドラ洗浄棟及び消防設備(屋外消火栓)〔894,895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンドラ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンドラ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					
<small>技術基準に基づく設計(注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリンドラ洗浄棟本体（地下1階がない部分）及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 杭材料 達心力プレストレスコンクリート杭 杭位置 杭先端深度：設計GLから-8.2m <small>(計画値※)</small> <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> 配置：図イ建-2-8参照 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照 シリンドラ洗浄棟本体（地下1階） <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上 地盤種類：砂礫層 シリンドラ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] シリンドラ洗浄棟及び消防設備(屋外消火栓)〔894,895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンドラ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンドラ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					

変更対象を 黒文字下線 もしくは 黒線引い、変更箇所を 赤文字下線 もしくは 赤線引い で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由			
<p>追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (7/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;"> <small>技術基準に基づく設計 (注)</small> </td> <td> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (7/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;"> <small>技術基準に基づく設計 (注)</small> </td> <td> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m <small>(計画値※)</small> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<small>技術基準に基づく設計 (注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p>	<p>追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (7/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;"> <small>技術基準に基づく設計 (注)</small> </td> <td> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m <small>(計画値※)</small> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p></td> </tr> </table>	<small>技術基準に基づく設計 (注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m <small>(計画値※)</small> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p>
<small>技術基準に基づく設計 (注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p>				
<p>追表イ建-1-2 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (7/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;"> <small>技術基準に基づく設計 (注)</small> </td> <td> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m <small>(計画値※)</small> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p></td> </tr> </table>	<small>技術基準に基づく設計 (注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m <small>(計画値※)</small> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p>			
<small>技術基準に基づく設計 (注)</small>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m <small>(計画値※)</small> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置 : 図イ建-19 参照 杭構造・寸法 表イ建-2 参照 前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p>				

変更対象を 黒文字下線 もしくは 黒線囲い、変更箇所を 赤文字下線 もしくは 赤線囲い で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由								
<p>表イ建-2-1 付属建物シリンドラ洗浄棟 主要な構造材の仕様表(1/5)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物の種類</td> <td> <p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟 ①シリンドラ洗浄棟本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート ・地下1階がない部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ・地下1階部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟本体 ・地下1階がない部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造 ・地下1階部分 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①シリンドラ洗浄棟前室 構造：鉄骨造 外壁：鉄骨+サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟前室床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p> </td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td> <p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟本体 ①鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度20.6N/mm² 既設軸体全般：設計基準強度20.6N/mm² ②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（地下及び2階） ⑤杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：設計GLから-8.2m（計画値※） ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322に定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④床：土間コンクリート ⑤杭：本体と同じ杭</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添付説明書一建2 添付説明書一建3</p>	建物の種類	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟 ①シリンドラ洗浄棟本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート ・地下1階がない部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ・地下1階部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟本体 ・地下1階がない部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造 ・地下1階部分 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①シリンドラ洗浄棟前室 構造：鉄骨造 外壁：鉄骨+サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟前室床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>	主要な構造材	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟本体 ①鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度20.6N/mm² 既設軸体全般：設計基準強度20.6N/mm² ②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（地下及び2階） ⑤杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：設計GLから-8.2m（計画値※） ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322に定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④床：土間コンクリート ⑤杭：本体と同じ杭</p>	<p>表イ建-2-1 付属建物シリンドラ洗浄棟 主要な構造材の仕様表(1/5)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物の種類</td> <td> <p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟 ①シリンドラ洗浄棟本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート ・地下1階がない部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ・地下1階部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟本体 ・地下1階がない部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造 ・地下1階部分 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①シリンドラ洗浄棟前室 構造：鉄骨造 外壁：鉄骨+サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟前室床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p> </td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td> <p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟本体 ①鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度20.6N/mm² 既設軸体全般：設計基準強度20.6N/mm² ②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（地下及び2階） ⑤杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：設計GLから-8.2m（計画値※） ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322に定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④床：土間コンクリート ⑤杭：本体と同じ杭</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添付説明書一建2 添付説明書一建3</p>	建物の種類	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟 ①シリンドラ洗浄棟本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート ・地下1階がない部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ・地下1階部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟本体 ・地下1階がない部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造 ・地下1階部分 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①シリンドラ洗浄棟前室 構造：鉄骨造 外壁：鉄骨+サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟前室床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>	主要な構造材	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟本体 ①鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度20.6N/mm² 既設軸体全般：設計基準強度20.6N/mm² ②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（地下及び2階） ⑤杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：設計GLから-8.2m（計画値※） ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322に定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④床：土間コンクリート ⑤杭：本体と同じ杭</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>
建物の種類	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟 ①シリンドラ洗浄棟本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート ・地下1階がない部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ・地下1階部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟本体 ・地下1階がない部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造 ・地下1階部分 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①シリンドラ洗浄棟前室 構造：鉄骨造 外壁：鉄骨+サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟前室床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>									
主要な構造材	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟本体 ①鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度20.6N/mm² 既設軸体全般：設計基準強度20.6N/mm² ②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（地下及び2階） ⑤杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：設計GLから-8.2m（計画値※） ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322に定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④床：土間コンクリート ⑤杭：本体と同じ杭</p>									
建物の種類	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟 ①シリンドラ洗浄棟本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート ・地下1階がない部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ・地下1階部分 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟本体 ・地下1階がない部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造 ・地下1階部分 構造：鉄筋コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度300kN/m²以上、短期許容応力度600kN/m²以上の砂礫層</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①シリンドラ洗浄棟前室 構造：鉄骨造 外壁：鉄骨+サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ②シリンドラ洗浄棟前室床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>									
主要な構造材	<p>(1)付属建物シリンドラ洗浄棟本体 ①鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度20.6N/mm² 既設軸体全般：設計基準強度20.6N/mm² ②外壁：上記の鉄骨鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（地下及び2階） ⑤杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：設計GLから-8.2m（計画値※） ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する</p> <p>(2)付属建物シリンドラ洗浄棟前室 ①鉄骨：JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322に定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④床：土間コンクリート ⑤杭：本体と同じ杭</p>									

変更対象を 黒文字下線 もしくは 黒線囲い 、変更箇所を 赤文字下線 もしくは 赤線囲い で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由							
<p style="text-align: center;">追表ハ建-1-2 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請:表ハ建-1) (5/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> </td> <td> <p style="text-align: center;">追表ハ建-1-2 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請:表ハ建-1) (5/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m (計画値※) 　　※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>	<p style="text-align: center;">追表ハ建-1-2 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請:表ハ建-1) (5/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m (計画値※) 　　※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m (計画値※) 　　※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>								
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>	<p style="text-align: center;">追表ハ建-1-2 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請:表ハ建-1) (5/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m (計画値※) 　　※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m (計画値※) 　　※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>			
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 　　図ハ建-1~3、図ホ建-17 参照 ・ 設置設備の材料 　　図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 　　建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>								
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ N値 30 以上の砂礫層 　　◦ 抗材料 　　◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 　　◦ 抗位置 　　◦ 抗先端深度: GL-8.2m (計画値※) 　　※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 　　◦ 配置: 図ハ建-6 参照 　　◦ 抗構造・寸法 　　◦ 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 　　◦ 支持方法 　　◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 　　◦ 支持地盤 　　◦ 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>								

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由		
<p>追表示建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請: 表示建-1-1) (5/14)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 新設杭: 外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭: 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 新設杭杭先端深度: GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度: GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) 配置: 図示建-4 参照 杭構造・寸法 表示建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1] 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p> <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 新設杭: 外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭: 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 新設杭杭先端深度: GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度: GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) 配置: 図示建-4 参照 杭構造・寸法 表示建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1] 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p> <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>追表示建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請: 表示建-1-1) (5/14)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 新設杭: 外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭: 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 新設杭杭先端深度: GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度: GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) <u>(いずれも計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図示建-4 参照 杭構造・寸法 表示建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1] 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p> <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 新設杭: 外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭: 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 新設杭杭先端深度: GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度: GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) <u>(いずれも計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図示建-4 参照 杭構造・寸法 表示建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1] 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p> <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>
<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 新設杭: 外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭: 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 新設杭杭先端深度: GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度: GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) 配置: 図示建-4 参照 杭構造・寸法 表示建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1] 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p> <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>				
<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 新設杭: 外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭: 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 新設杭杭先端深度: GL-7.15m (本体) 既設杭杭先端深度: GL-8.20m (本体)、GL-8.0m (前室) <u>(いずれも計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図示建-4 参照 杭構造・寸法 表示建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1] 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟組立工場 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </p> <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>				

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由					
<p>表へ建-1-1 付属建物原料貯蔵所 仕様表(3/12)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建 1] 他領域区分に面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域(次回以降申請) ◦ 第2核燃料倉庫領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) </p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建 1] 他領域区分に面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域(次回以降申請) ◦ 第2核燃料倉庫領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) </p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂疊層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ◦ シリンダ貯蔵ピット部 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ◦ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 </p> <p>[5.1-建 2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)〔894, 895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂疊層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m(いざれも計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図へ建-1-10参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ◦ シリンダ貯蔵ピット部 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ◦ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 </p> <p>[5.1-建 2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)〔894, 895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 ◦ 原料貯蔵所 ◦ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備〔890, 891〕、放送設備〔890, 892〕) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)〔899, 900, 901〕 ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明〔902, 903〕、誘導灯〔902, 904〕) </p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 ◦ 原料貯蔵所 ◦ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備〔890, 891〕、放送設備〔890, 892〕) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)〔899, 900, 901〕 ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明〔902, 903〕、誘導灯〔902, 904〕) </p> </td> </tr> </table>	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建 1] 他領域区分に面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域(次回以降申請) ◦ 第2核燃料倉庫領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) </p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建 1] 他領域区分に面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域(次回以降申請) ◦ 第2核燃料倉庫領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) </p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂疊層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ◦ シリンダ貯蔵ピット部 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ◦ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 </p> <p>[5.1-建 2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)〔894, 895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂疊層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m(いざれも計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図へ建-1-10参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ◦ シリンダ貯蔵ピット部 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ◦ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 </p> <p>[5.1-建 2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)〔894, 895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 ◦ 原料貯蔵所 ◦ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備〔890, 891〕、放送設備〔890, 892〕) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)〔899, 900, 901〕 ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明〔902, 903〕、誘導灯〔902, 904〕) </p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 ◦ 原料貯蔵所 ◦ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備〔890, 891〕、放送設備〔890, 892〕) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)〔899, 900, 901〕 ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明〔902, 903〕、誘導灯〔902, 904〕) </p>
<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建 1] 他領域区分に面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域(次回以降申請) ◦ 第2核燃料倉庫領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) </p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建 1] 他領域区分に面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)</p> <p>[4.2-設 6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 工場棟領域(次回以降申請) ◦ 第2核燃料倉庫領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) </p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>					
<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂疊層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ◦ シリンダ貯蔵ピット部 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ◦ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 </p> <p>[5.1-建 2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)〔894, 895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値30以上の砂疊層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m(いざれも計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図へ建-1-10参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照 ◦ シリンダ貯蔵ピット部 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 ◦ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 </p> <p>[5.1-建 2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)〔894, 895〕は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 ◦ 原料貯蔵所 ◦ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備〔890, 891〕、放送設備〔890, 892〕) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)〔899, 900, 901〕 ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明〔902, 903〕、誘導灯〔902, 904〕) </p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 耐震重要度分類第1類 ◦ 原料貯蔵所 ◦ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備〔890, 891〕、放送設備〔890, 892〕) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)〔899, 900, 901〕 ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明〔902, 903〕、誘導灯〔902, 904〕) </p>				

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由				
<p>追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請: 表へ建-1-2) (4/11)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度: GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) 配置: 図へ建-9 参照 杭構造・寸法 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度: GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) 配置: 図へ建-9 参照 杭構造・寸法 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>追表へ建-1-3 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請: 表へ建-1-2) (4/11)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度: GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) <u>(いすれも計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図へ建-9 参照 杭構造・寸法 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度: GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) <u>(いすれも計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図へ建-9 参照 杭構造・寸法 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度: GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) 配置: 図へ建-9 参照 杭構造・寸法 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度: GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) <u>(いすれも計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図へ建-9 参照 杭構造・寸法 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由							
<p>追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (5/15)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m 配置: 図へ建-4 参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫前室 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ◦ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </p></td> </tr> <tr> <td>地震による損傷の防止 [5.2.1-建1]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </td> <td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m 配置: 図へ建-4 参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫前室 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ◦ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </p>	地震による損傷の防止 [5.2.1-建1]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) 	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>	<p>追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (5/15)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置: 図へ建-4 参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫前室 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ◦ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </p></td> <td> <p>地震による損傷の防止 [5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置: 図へ建-4 参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫前室 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ◦ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </p>	<p>地震による損傷の防止 [5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904])
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m 配置: 図へ建-4 参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫前室 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ◦ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </p>								
地震による損傷の防止 [5.2.1-建1]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) 	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>							
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置: 図へ建-4 参照 ◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫前室 ◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 ◦ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </p>	<p>地震による損傷の防止 [5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890, 891]、放送設備[890, 892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) 							

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由				
<p>表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(1/3)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)付属建物原料貯蔵所 ①原料貯蔵所 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 壁:鉄筋コンクリート(北面及び南面)、プレキャストコンクリートパネル(東面及び西面) 屋根:鉄筋コンクリート 基礎:杭基礎(地下ピットがない部分) 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②原料貯蔵所床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ③シリンダ貯蔵ピット部 構造:鉄筋コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>(1)付属建物原料貯蔵所 ①原料貯蔵所 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 壁:鉄筋コンクリート(北面及び南面)、プレキャストコンクリートパネル(東面及び西面) 屋根:鉄筋コンクリート 基礎:杭基礎(地下ピットがない部分) 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②原料貯蔵所床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 ③シリンダ貯蔵ピット部 構造:鉄筋コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</td></tr> <tr> <td>(2)主要な構造材 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm² 新設基礎部:設計基準強度24.0N/mm² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート(北面及び南面) プレキャストコンクリートパネル(北面(9-10通り間)、東面及び西面) ③鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ④屋根:上記の鉄筋コンクリート ⑤床:上記の鉄筋コンクリート ⑥杭 既設部 種類:JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-8.35m及び-9.21mm 新設部 種類:鋼管杭(国交省認定番号:TACP-0126) 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.3m ②原料貯蔵所床 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm² ③シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート ピット部:設計基準強度20.6N/mm²</td><td>(1)付属建物原料貯蔵所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm² 新設基礎部:設計基準強度24.0N/mm² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート(北面及び南面) プレキャストコンクリートパネル(北面(9-10通り間)、東面及び西面) ③鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ④屋根:上記の鉄筋コンクリート ⑤床:上記の鉄筋コンクリート ⑥杭 既設部 種類:JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-8.35m及び-9.21mm(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 新設部 種類:鋼管杭(国交省認定番号:TACP-0126) 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.3m (2)原料貯蔵所床 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm² (3)シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート ピット部:設計基準強度20.6N/mm²</td><td>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3 (参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</td></tr> </tbody> </table>	(1)付属建物原料貯蔵所 ①原料貯蔵所 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 壁:鉄筋コンクリート(北面及び南面)、プレキャストコンクリートパネル(東面及び西面) 屋根:鉄筋コンクリート 基礎:杭基礎(地下ピットがない部分) 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②原料貯蔵所床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 ③シリンダ貯蔵ピット部 構造:鉄筋コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	(1)付属建物原料貯蔵所 ①原料貯蔵所 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 壁:鉄筋コンクリート(北面及び南面)、プレキャストコンクリートパネル(東面及び西面) 屋根:鉄筋コンクリート 基礎:杭基礎(地下ピットがない部分) 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②原料貯蔵所床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 ③シリンダ貯蔵ピット部 構造:鉄筋コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。	(2)主要な構造材 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² 新設基礎部:設計基準強度24.0N/mm ² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート(北面及び南面) プレキャストコンクリートパネル(北面(9-10通り間)、東面及び西面) ③鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ④屋根:上記の鉄筋コンクリート ⑤床:上記の鉄筋コンクリート ⑥杭 既設部 種類:JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-8.35m及び-9.21mm 新設部 種類:鋼管杭(国交省認定番号:TACP-0126) 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.3m ②原料貯蔵所床 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² ③シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート ピット部:設計基準強度20.6N/mm ²	(1)付属建物原料貯蔵所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² 新設基礎部:設計基準強度24.0N/mm ² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート(北面及び南面) プレキャストコンクリートパネル(北面(9-10通り間)、東面及び西面) ③鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ④屋根:上記の鉄筋コンクリート ⑤床:上記の鉄筋コンクリート ⑥杭 既設部 種類:JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-8.35m及び-9.21mm(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 新設部 種類:鋼管杭(国交省認定番号:TACP-0126) 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.3m (2)原料貯蔵所床 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² (3)シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート ピット部:設計基準強度20.6N/mm ²	(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3 (参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3
(1)付属建物原料貯蔵所 ①原料貯蔵所 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 壁:鉄筋コンクリート(北面及び南面)、プレキャストコンクリートパネル(東面及び西面) 屋根:鉄筋コンクリート 基礎:杭基礎(地下ピットがない部分) 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②原料貯蔵所床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 ③シリンダ貯蔵ピット部 構造:鉄筋コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	(1)付属建物原料貯蔵所 ①原料貯蔵所 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 壁:鉄筋コンクリート(北面及び南面)、プレキャストコンクリートパネル(東面及び西面) 屋根:鉄筋コンクリート 基礎:杭基礎(地下ピットがない部分) 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②原料貯蔵所床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 ③シリンダ貯蔵ピット部 構造:鉄筋コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。				
(2)主要な構造材 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² 新設基礎部:設計基準強度24.0N/mm ² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート(北面及び南面) プレキャストコンクリートパネル(北面(9-10通り間)、東面及び西面) ③鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ④屋根:上記の鉄筋コンクリート ⑤床:上記の鉄筋コンクリート ⑥杭 既設部 種類:JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-8.35m及び-9.21mm 新設部 種類:鋼管杭(国交省認定番号:TACP-0126) 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.3m ②原料貯蔵所床 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² ③シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート ピット部:設計基準強度20.6N/mm ²	(1)付属建物原料貯蔵所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² 新設基礎部:設計基準強度24.0N/mm ² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート(北面及び南面) プレキャストコンクリートパネル(北面(9-10通り間)、東面及び西面) ③鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ④屋根:上記の鉄筋コンクリート ⑤床:上記の鉄筋コンクリート ⑥杭 既設部 種類:JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-8.35m及び-9.21mm(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 新設部 種類:鋼管杭(国交省認定番号:TACP-0126) 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.3m (2)原料貯蔵所床 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート 既設基礎梁、既存床:設計基準強度23.5N/mm ² (3)シリンダ貯蔵ピット部 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート ピット部:設計基準強度20.6N/mm ²	(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3 (参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3				

変更対象を 黒文字下線 もしくは 黒線囲い、変更箇所を 赤文字下線 もしくは 赤線囲い で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																						
<p>表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>-</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td><td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 ◦ N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 ◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ◦ 杭位置 ◦ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m ◦ 配置：図ト建-1-6 参照 ◦ 杭構造・寸法 ◦ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 ◦ 支持性能：長期許容力度 50kN/m²以上、短期許容力度 100kN/m²以上 ◦ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) [894, 895] は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>地震による損傷の防止</td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [866] ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1廃棄物処理所 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [868] ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 気体廃棄設備(5) [680, 685, 686, 688~690] ◦ 非常用通報設備(放送設備) [890, 892] ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) [899, 900, 901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明 [902, 903]、誘導灯 [902, 904]) </td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>-</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td><td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 ◦ N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 ◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ◦ 杭位置 ◦ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 ◦ 配置：図ト建-1-6 参照 ◦ 杭構造・寸法 ◦ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 ◦ 支持性能：長期許容力度 50kN/m²以上、短期許容力度 100kN/m²以上 ◦ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) [894, 895] は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>地震による損傷の防止</td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [866] ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1廃棄物処理所 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [868] ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 気体廃棄設備(5) [680, 685, 686, 688~690] ◦ 非常用通報設備(放送設備) [890, 892] ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) [899, 900, 901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明 [902, 903]、誘導灯 [902, 904]) </td><td></td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-				安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 ◦ N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 ◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ◦ 杭位置 ◦ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m ◦ 配置：図ト建-1-6 参照 ◦ 杭構造・寸法 ◦ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 ◦ 支持性能：長期許容力度 50kN/m²以上、短期許容力度 100kN/m²以上 ◦ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) [894, 895] は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [866] ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1廃棄物処理所 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [868] ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 気体廃棄設備(5) [680, 685, 686, 688~690] ◦ 非常用通報設備(放送設備) [890, 892] ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) [899, 900, 901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明 [902, 903]、誘導灯 [902, 904]) 		技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-				安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 ◦ N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 ◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ◦ 杭位置 ◦ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 ◦ 配置：図ト建-1-6 参照 ◦ 杭構造・寸法 ◦ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 ◦ 支持性能：長期許容力度 50kN/m²以上、短期許容力度 100kN/m²以上 ◦ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) [894, 895] は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [866] ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1廃棄物処理所 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [868] ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 気体廃棄設備(5) [680, 685, 686, 688~690] ◦ 非常用通報設備(放送設備) [890, 892] ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) [899, 900, 901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明 [902, 903]、誘導灯 [902, 904]) 	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-																						
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 ◦ N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 ◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ◦ 杭位置 ◦ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m ◦ 配置：図ト建-1-6 参照 ◦ 杭構造・寸法 ◦ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 ◦ 支持性能：長期許容力度 50kN/m²以上、短期許容力度 100kN/m²以上 ◦ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) [894, 895] は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>																							
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [866] ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1廃棄物処理所 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [868] ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 気体廃棄設備(5) [680, 685, 686, 688~690] ◦ 非常用通報設備(放送設備) [890, 892] ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) [899, 900, 901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明 [902, 903]、誘導灯 [902, 904]) 																							
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-																						
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 ◦ N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 ◦ 遠心力鉄筋コンクリート杭 ◦ 杭位置 ◦ 杭先端深度：設計 GL から-6.0m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 ◦ 配置：図ト建-1-6 参照 ◦ 杭構造・寸法 ◦ 表ト建-2-1 参照 ・ 第1廃棄物処理所 1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 ◦ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 ◦ 支持性能：長期許容力度 50kN/m²以上、短期許容力度 100kN/m²以上 ◦ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) [894, 895] は、事業許可に記載のとおり液状化の恐がない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>																							
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) [866] ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第1廃棄物処理所 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) [868] ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 気体廃棄設備(5) [680, 685, 686, 688~690] ◦ 非常用通報設備(放送設備) [890, 892] ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) [899, 900, 901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明 [902, 903]、誘導灯 [902, 904]) 																							

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																	
<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>安全機能を有する施設の地盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>安全機能を有する施設の地盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m <small>(計画値※)</small> ▫ <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>地震による損傷の防止</th><th>地震による損傷の防止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤		<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>安全機能を有する施設の地盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m <small>(計画値※)</small> ▫ <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>地震による損傷の防止</th><th>地震による損傷の防止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤		<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m <small>(計画値※)</small> ▫ <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>地震による損傷の防止</th><th>地震による損傷の防止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	地震による損傷の防止		<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤																	
	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>安全機能を有する施設の地盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m <small>(計画値※)</small> ▫ <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>地震による損傷の防止</th><th>地震による損傷の防止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤		<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m <small>(計画値※)</small> ▫ <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>地震による損傷の防止</th><th>地震による損傷の防止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	地震による損傷の防止		<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>				
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤																	
	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 ▫ N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 ▫ 遠心力プレストレスコンクリート杭 ▫ 杭位置 ▫ 杭先端深度：設計 GL から -7.8m <small>(計画値※)</small> ▫ <small>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</small> ▫ 配置：図ト建-3-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 ▫ 表ト建-2-3 参照 ・ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 基礎：直接基礎 ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 ・ 第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 ▫ 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 ▫ 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 ▫ 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]</p> <p>第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(4/17)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>地震による損傷の防止</th><th>地震による損傷の防止</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	地震による損傷の防止		<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>										
技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	地震による損傷の防止																	
	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {870} ・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2廃棄物処理所 ▫ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706} ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901} ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[6.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>																

変更対象を **黒文字下線** もしくは **黒線囲い**、変更箇所を **赤文字下線** もしくは **赤線囲い** で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																		
<p>表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(3/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>-</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td><td> <p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>	<p>表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(3/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準に基づく設計 (注)</th><th>核燃料物質の臨界防止</th><th>-</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td><td> <p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td><td> <p>[6.1-建 1]</p> <p>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3廃棄物倉庫 ◦ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p></td><td> <p>[6.1-建 1]</p> <p>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3廃棄物倉庫 ◦ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p></td></tr> <tr> <td>地震による損傷の防止</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[6.1-建 1]</p> <p>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3廃棄物倉庫 ◦ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p>	<p>[6.1-建 1]</p> <p>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3廃棄物倉庫 ◦ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p>	地震による損傷の防止			<p>1611</p>	<p>1611</p>
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-																		
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>																	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-																		
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 遠心力プレストレスコンクリート杭 ◦ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から -7.7m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-4-10 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4 参照 ・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[6.1-建 1]</p> <p>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3廃棄物倉庫 ◦ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p>	<p>[6.1-建 1]</p> <p>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3廃棄物倉庫 ◦ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901} ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) </p>																	
地震による損傷の防止																				

変更対象を 黒文字下線 もしくは 黒線囲い、変更箇所を 赤文字下線 もしくは 赤線囲い で示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由				
<p>追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (5/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (5/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 10%;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					
技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m (計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置：図ト建-25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由		
<p>追表ト建-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (5/15)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>追表ト建-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (5/15)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いすれも計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td> </tr> </table></td></tr></table>	<p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>追表ト建-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (5/15)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いすれも計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td> </tr> </table>	<p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いすれも計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>
<p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>追表ト建-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (5/15)</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いすれも計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p> </td> </tr> </table>	<p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いすれも計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>	
<p>技術基準に基づく設計 (注)</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N値 30 以上の砂疊層 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 杭位置 杭先端深度: 放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いすれも計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。 配置: 図ト建-4 参照 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消防設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理棟 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備[890, 892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902, 903]、誘導灯[902, 904]) <p>[5.2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>			

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由									
<p>表ト建-2-1 付属建物第1廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/4)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造</td><td>(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造</td><td>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</td></tr> <tr> <td>(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床(1階):設計基準強度17.6N/mm² 基礎増打ち補強部:設計基準強度21.0N/mm² ②鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 JIS G3353に定めるH形鋼 ③外壁:JIS A5426に定める石綿スレート+木毛セメント板 サイディング:JIS G3322に定める<u> </u> ④屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ⑤床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力鉄筋コンクリート杭 杭長さ:<u> </u>m 杭径寸法:<u> </u>m 杭先端深度:設計GLから-6.0m</td><td>(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床(1階):設計基準強度17.6N/mm² 基礎増打ち補強部:設計基準強度21.0N/mm² ②鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 JIS G3353に定めるH形鋼 ③外壁:JIS A5426に定める石綿スレート+木毛セメント板 サイディング:JIS G3322に定める<u> </u> ④屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ⑤床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力鉄筋コンクリート杭 杭長さ:<u> </u>m 杭径寸法:<u> </u>m 杭先端深度:設計GLから-6.0m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u></td><td>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</td></tr> </tbody> </table>	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床(1階):設計基準強度17.6N/mm ² 基礎増打ち補強部:設計基準強度21.0N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 JIS G3353に定めるH形鋼 ③外壁:JIS A5426に定める石綿スレート+木毛セメント板 サイディング:JIS G3322に定める <u> </u> ④屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ⑤床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力鉄筋コンクリート杭 杭長さ: <u> </u> m 杭径寸法: <u> </u> m 杭先端深度:設計GLから-6.0m	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床(1階):設計基準強度17.6N/mm ² 基礎増打ち補強部:設計基準強度21.0N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 JIS G3353に定めるH形鋼 ③外壁:JIS A5426に定める石綿スレート+木毛セメント板 サイディング:JIS G3322に定める <u> </u> ④屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ⑤床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力鉄筋コンクリート杭 杭長さ: <u> </u> m 杭径寸法: <u> </u> m 杭先端深度:設計GLから-6.0m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u>	(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3	<p>表ト建-2-1 付属建物第1廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/4)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造</td><td>(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造</td><td>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</td></tr> </tbody> </table>	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3	<p>変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。</p>
(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。									
(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床(1階):設計基準強度17.6N/mm ² 基礎増打ち補強部:設計基準強度21.0N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 JIS G3353に定めるH形鋼 ③外壁:JIS A5426に定める石綿スレート+木毛セメント板 サイディング:JIS G3322に定める <u> </u> ④屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ⑤床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力鉄筋コンクリート杭 杭長さ: <u> </u> m 杭径寸法: <u> </u> m 杭先端深度:設計GLから-6.0m	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床(1階):設計基準強度17.6N/mm ² 基礎増打ち補強部:設計基準強度21.0N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 JIS G3353に定めるH形鋼 ③外壁:JIS A5426に定める石綿スレート+木毛セメント板 サイディング:JIS G3322に定める <u> </u> ④屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ⑤床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力鉄筋コンクリート杭 杭長さ: <u> </u> m 杭径寸法: <u> </u> m 杭先端深度:設計GLから-6.0m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u>	(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3									
(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	(1)付属建物第1廃棄物処理所 ①第1廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁:石綿スレート+木毛セメント板+サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第1廃棄物処理所床 <u>1階部分</u> 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層 <u>2階部分</u> 構造:鉄筋コンクリート造	(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3									

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																				
<p>表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/5)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層</td> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層</td> </tr> <tr> <td>②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> <tr> <td>2階部分 構造:鉄筋コンクリート造</td><td>2階部分 構造:鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> <tr> <td>②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</p>	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	2階部分 構造:鉄筋コンクリート造	2階部分 構造:鉄筋コンクリート造	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	<p>表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/5)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層</td> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層</td> </tr> <tr> <td>②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> <tr> <td>2階部分 構造:鉄筋コンクリート造</td><td>2階部分 構造:鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> <tr> <td>②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td><td>②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</p>	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	2階部分 構造:鉄筋コンクリート造	2階部分 構造:鉄筋コンクリート造	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。
(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層																					
②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																					
2階部分 構造:鉄筋コンクリート造	2階部分 構造:鉄筋コンクリート造																					
(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																					
②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																					
(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層																					
②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②付属建物第2廃棄物処理所本体床 1階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																					
2階部分 構造:鉄筋コンクリート造	2階部分 構造:鉄筋コンクリート造																					
(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①南北渡り廊下 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC+折板(二重構造) 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																					
②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	②南北渡り廊下床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物の種類</td> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm² 新設基礎部材:設計基準強度21.0N/mm²</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所本体 ①鉄骨: JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ④床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑤杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ:[] 杭径寸法:[]mm 杭先端深度:設計GLから-7.8m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:ALC+折板(二重構造) 既設:ALC 新設:JIS G3322に定める[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</p>	建物の種類	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² 新設基礎部材:設計基準強度21.0N/mm ²	主要な構造材	(1)付属建物第2廃棄物処理所本体 ①鉄骨: JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ④床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑤杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ:[] 杭径寸法:[]mm 杭先端深度:設計GLから-7.8m		(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:ALC+折板(二重構造) 既設:ALC 新設:JIS G3322に定める[]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物の種類</td> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>(1)付属建物第2廃棄物処理所本体 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm² 新設基礎部材:設計基準強度21.0N/mm²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ④床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑤杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ:[] 杭径寸法:[]mm 杭先端深度:設計GLから-7.8m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</p>	建物の種類	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層	主要な構造材	(1)付属建物第2廃棄物処理所本体 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² 新設基礎部材:設計基準強度21.0N/mm ²		(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ④床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑤杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ:[] 杭径寸法:[]mm 杭先端深度:設計GLから-7.8m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。									
建物の種類	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² 新設基礎部材:設計基準強度21.0N/mm ²																					
主要な構造材	(1)付属建物第2廃棄物処理所本体 ①鉄骨: JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ④床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑤杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ:[] 杭径寸法:[]mm 杭先端深度:設計GLから-7.8m																					
	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①鉄骨:JIS G3192に定めるH形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:ALC+折板(二重構造) 既設:ALC 新設:JIS G3322に定める[]																					
建物の種類	(1)付属建物第2廃棄物処理所 ①第2廃棄物処理所本体 構造:鉄骨造 壁: [] +サイディング 屋根:ALC 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層																					
主要な構造材	(1)付属建物第2廃棄物処理所本体 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² 新設基礎部材:設計基準強度21.0N/mm ²																					
	(2)付属建物第2廃棄物処理所南北渡り廊下 ①鉄骨:JIS G3192に定める山形鋼、H形鋼 JIS G3350に定める溝形鋼 ②外壁:JIS A5441に定める[] サイディング:JIS G3322に定める[] ③屋根:JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC) ④床:土間コンクリート(1階)、鉄筋コンクリート(2階) ⑤杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ:[] 杭径寸法:[]mm 杭先端深度:設計GLから-7.8m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。																					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲い表示。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																								
<p>表ト建-2-4 付属建物第3廃棄物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物の種類</td> <td>(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造:鉄骨造 壁:鉄骨+サイディング 屋根:折板 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3廃棄物倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm² ②鉄骨:JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3350に定める溝形鋼、Z形鋼 ③外壁:上記の鉄骨 サイディング:JIS G3322に定める ④屋根:JIS G3322に定める ⑤床:土間コンクリート ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.7m</td> </tr> <tr> <td>(参考)</td> <td>添付説明書-建2 添付説明書-建3</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造:鉄骨造 壁:鉄骨+サイディング 屋根:折板 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3廃棄物倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	主要な構造材	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3350に定める溝形鋼、Z形鋼 ③外壁:上記の鉄骨 サイディング:JIS G3322に定める ④屋根:JIS G3322に定める ⑤床:土間コンクリート ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.7m	(参考)	添付説明書-建2 添付説明書-建3	<p>表ト建-2-4 付属建物第3廃棄物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物の種類</td> <td>(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造:鉄骨造 壁:鉄骨+サイディング 屋根:折板 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3廃棄物倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm³以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm² ②鉄骨:JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3350に定める溝形鋼、Z形鋼 ③外壁:上記の鉄骨 サイディング:JIS G3322に定める ④屋根:JIS G3322に定める ⑤床:土間コンクリート ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.7m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</td> </tr> <tr> <td>(参考)</td> <td>添付説明書-建2 添付説明書-建3</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造:鉄骨造 壁:鉄骨+サイディング 屋根:折板 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3廃棄物倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層	主要な構造材	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3350に定める溝形鋼、Z形鋼 ③外壁:上記の鉄骨 サイディング:JIS G3322に定める ④屋根:JIS G3322に定める ⑤床:土間コンクリート ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.7m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。	(参考)	添付説明書-建2 添付説明書-建3	既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。												
建物の種類	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造:鉄骨造 壁:鉄骨+サイディング 屋根:折板 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3廃棄物倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																									
主要な構造材	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3350に定める溝形鋼、Z形鋼 ③外壁:上記の鉄骨 サイディング:JIS G3322に定める ④屋根:JIS G3322に定める ⑤床:土間コンクリート ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.7m																									
(参考)	添付説明書-建2 添付説明書-建3																									
建物の種類	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造:鉄骨造 壁:鉄骨+サイディング 屋根:折板 基礎:杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3廃棄物倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度50kN/m ² 以上、短期許容応力度100kN/m ² 以上の地表近くのローム層																									
主要な構造材	(1)付属建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋:JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート:JIS A5308に定めるコンクリート(密度:2.05g/cm ³ 以上) 既設基礎梁、既存床:設計基準強度20.6N/mm ² ②鉄骨:JIS G3192に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3194に定める平鋼 JIS G3466に定める角形鋼管 JIS G3350に定める溝形鋼、Z形鋼 ③外壁:上記の鉄骨 サイディング:JIS G3322に定める ④屋根:JIS G3322に定める ⑤床:土間コンクリート ⑥杭:JIS A5372に定める遠心力プレストレスコンクリート杭 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度:設計GLから-7.7m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。																									
(参考)	添付説明書-建2 添付説明書-建3																									
<p>耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様(工事番号及び工事名称)</th> <th>対象図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">耐竜巻性能向上</td> <td>(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁:サイディング 板厚: mm 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材:ロックウール 嵩比重0.3以上 加工厚さ: mm</td> <td>(1)本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-d. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</td> </tr> <tr> <td>9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼:他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-c. シャッタ交換 シャッタレール部: シャッタスラット部:板厚: mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-d. 折板張替え補強 折板:板厚: mm 鉄骨:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面	耐竜巻性能向上	(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁:サイディング 板厚: mm 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材:ロックウール 嵩比重0.3以上 加工厚さ: mm	(1)本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-d. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3	9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼:他		9-c. シャッタ交換 シャッタレール部: シャッタスラット部:板厚: mm		9-d. 折板張替え補強 折板:板厚: mm 鉄骨:		<p>耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様(工事番号及び工事名称)</th> <th>対象図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">耐竜巻性能向上</td> <td>(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁:サイディング 板厚: mm 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材:ロックウール 嵩比重0.3以上 加工厚さ: mm</td> <td>(1)本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-d. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3</td> </tr> <tr> <td>9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼:他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-c. シャッタ交換 シャッタレール部: シャッタスラット部:板厚: mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-d. 折板張替え補強 折板:板厚: mm 鉄骨:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面	耐竜巻性能向上	(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁:サイディング 板厚: mm 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材:ロックウール 嵩比重0.3以上 加工厚さ: mm	(1)本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-d. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3	9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼:他		9-c. シャッタ交換 シャッタレール部: シャッタスラット部:板厚: mm		9-d. 折板張替え補強 折板:板厚: mm 鉄骨:		1679
項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面																								
耐竜巻性能向上	(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁:サイディング 板厚: mm 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材:ロックウール 嵩比重0.3以上 加工厚さ: mm	(1)本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-d. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3																								
	9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼:他																									
	9-c. シャッタ交換 シャッタレール部: シャッタスラット部:板厚: mm																									
	9-d. 折板張替え補強 折板:板厚: mm 鉄骨:																									
項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面																								
耐竜巻性能向上	(1)本体 9-a. 外壁更新 外壁:サイディング 板厚: mm 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材:ロックウール 嵩比重0.3以上 加工厚さ: mm	(1)本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-d. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3																								
	9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼:他																									
	9-c. シャッタ交換 シャッタレール部: シャッタスラット部:板厚: mm																									
	9-d. 折板張替え補強 折板:板厚: mm 鉄骨:																									

変更対象を 黒文字下線 もしくは 黒線囲い 、変更箇所を 赤文字下線 もしくは 赤線囲い で示す。